

## 公益財団法人郡山市観光交流振興公社家畜譲渡要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民が公益財団法人郡山市観光交流振興公社畜産振興事務所（以下「公社」という。）が管理運営する郡山石筵ふれあい牧場(以下「牧場」という。)の家畜（牛は除く。）を譲り受け飼養する機会を得ることにより、畜産への理解を深めるとともに、ふれあいを通し命の大切さを学ぶことを目的とした、家畜譲渡に関し必要な事項を定める。

### (譲渡対象者)

第2条 家畜の譲り受けができる者は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 郡山市内在住で、家畜を飼養する施設（畜舎等）を有し家畜飼養経験のある者
- (2) 郡山市内の教育施設（保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等）
- (3) 郡山市内の社会福祉施設
- (4) 譲り受けた家畜を営利目的として使用しない者
- (5) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第8条に規定する社会的非難関係者でないこと
- (6) その他、公社代表理事(以下「代表理事」という。)が認める者

### (譲渡家畜)

第3条 譲渡の対象家畜は次の各号に掲げる健康状態が良好なものとする。

- (1) 山羊
  - (2) めん羊
  - (3) うさぎ
  - (4) モルモット
- 2 譲渡対象者が家畜の譲渡を受けることができるのは、一年度間につき前項各号に掲げる家畜種ごとに1頭とする。

### (譲渡価格)

第4条 譲渡価格は、家畜の生産費用及び諸情勢等を勘案し定めるものとする。

### (譲渡家畜の募集方法)

第5条 譲渡家畜の募集は、種類・頭数・価格を郡山石筵ふれあい牧場 Web サイト（以下「牧場 Web サイト」という。）及び場内掲示板等で公表し行うものとする。

- 2 譲り受けを希望する者が譲渡頭数を上回った場合には、上回った家畜種ごとに抽選を行うものとする。
- 3 譲り受けを希望する者が譲渡頭数に満たない場合には、再度、牧場 Web サイトで公表し譲渡の募集を行うことができるものとする。

### (譲渡の申請)

第6条 譲り受けを希望する者は、「家畜譲渡申請書(第1号様式)」を代表理事に提出するものとする。

### (譲渡の決定通知)

第7条 代表理事は、前条の規定による申請に対し、その可否を決定したときは、当該申請者に「家畜譲渡承諾通知書(第2号様式)」又は「家畜譲渡不承諾通知書(第3号様式)」により、通知するものとする。

- 2 代表理事は、必要があると認めるときは、その承諾に際し、条件を付することができるものとする。

(代金の納入時期)

第8条 譲り受けが決定した者は、家畜の受取日の前日まで「家畜譲渡承諾通知書(第2号様式)」に記載の振込先に代金を納入することとする。なお、振込にかかる手数料については譲り受けるものが負担するものとする。

(家畜の引き渡し)

第9条 譲り受けが決定した者は、「家畜譲渡承諾通知書(第2号様式)」に記載の受け取り期限までに、郡山石筵ふれあい牧場まで受け取りに来るものとする。なお、譲渡家畜の移送及び管理にかかる費用は、譲り受ける者が負担するものとする。

2 譲り受けが決定した者は、代表理事に「誓約書(第4号様式)」を提出するものとする。

(引渡し後の措置)

第10条 譲渡を受けた者は、家畜の受取後に代金の返還、家畜の交換及び損害賠償を請求することは出来ない。ただし、引渡日までに譲渡家畜が死亡した場合及び第12条第2項により家畜譲渡承諾の取り消しをした場合は、代金を速やかに、譲り受ける者に返金するものとする。

なお、死亡した家畜及び第12条第2項により家畜譲渡承諾の取り消しをした場合の代替えは行わないものとする。

(譲受人の義務)

第11条 譲渡を受けた者は、次の各号を遵守すること。

- (1) 譲り受けた家畜の生理、生態及び習性等を理解するとともに、人への危害防止等、他人に迷惑をかけないように飼い主の責任を十分に自覚し、適正に終生飼養すること。  
なお、飼養者家族のアレルギー発症等のやむを得ない事情により飼養が困難となった場合には、責任を持って新たな飼養者を探すこと。
- (2) 譲り受けた家畜の疾病予防に努め、家畜が疾病にかかった場合は、速やかに適切な治療を受けさせること。
- (3) 「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成14年環境省告示第37号)」に定められた事項を遵守すること。
- (4) 譲り受けた家畜を営利目的に使用しないこと。
- (5) 譲り受けた家畜に、病気、その他の問題があった場合、及びその家畜により問題が発生した場合、自身で解決し、公社に対してその責任の賠償を求めないこと。また、損害を受けた場合も、賠償を請求しないこと。
- (6) その他、公社の指示に従うこと。

(譲渡の取消し)

第12条 代表理事は、第7条の規定による家畜譲渡承諾を行った後に、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承諾を取消することができるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により承諾を受けたことが判明したとき。
  - (2) 第2条第4号及び第5号に違反することが判明したとき。
- 2 代表理事は、家畜の健康状態等から譲渡が適当ではないと認めた場合には、家畜譲渡承諾を取り消すことができるものとする。
- 3 代表理事は、家畜譲渡承諾を取り消すときは、「家畜譲渡承諾取消通知書(第5号様式)」により通知するものとする。
- 4 前3項の規定により譲渡承諾を取り消されたことにより、譲渡承諾を取り消された者に生じたすべての損害等について公社は一切補償、賠償は行わないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 10 月 19 日から施行する。